

議案第18号

墨田区立幼稚園の保育料等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年6月21日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区立幼稚園の保育料等に関する条例の一部を改正する条例

墨田区立幼稚園の保育料等に関する条例（昭和55年墨田区条例第37号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

墨田区立幼稚園の保育料に関する条例

第1条中「入園料及び」を削る。

第2条の見出し中「入園料及び」を削り、同条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「以下同じ。）の保護者は、入園料及び保育料を納付しなければならない」を「）に係る保育料は、0円とする」に改め、ただし書を削り、同条第2項及び第3項を削る。

第3条及び第4条を削る。

第5条中「（以下「教育委員会規則」という。）」を削り、同条を第3条とする。

別表を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第2条の規定は、令和元年10月以後の月分の保育料から適用し、同年9月以前の月分の保育料については、なお従前の例による。

3 この条例による改正前の第3条の規定は、令和元年9月以前の月分の保育料については、なおその効力を有する。

4 この条例による改正前の第4条の規定は、令和元年9月以前の月分の保育料及び同年9月以前に入園した者に係る入園料については、なおその効力を有する。

(提案理由)

子ども・子育て支援法及び子ども・子育て支援法施行令の一部改正により、幼児教育・保育が無償化されることに伴い、保育料を無償とするほか、入園料を廃止するとともに、所要の改正をする必要がある。